

九運局、九州都市輸送に事業停止処分7日間

Edited By LogisticsToday On 2011/12/28

九州運輸局は28日、九州都市輸送（熊本県菊池郡大津町）に対し、運行管理体制の違反が判明したとして、7日間の事業停止（本社営業所）と延べ209日間の車両停止処分を行うと発表した。

同社は、認可を受けずに営業所、休憩・睡眠施設の位置、収容能力を変更していたほか、運転者の勤務時間、乗務時間に関する国土交通省告示の設定が不適切だったなど、16項目にわたる違反行為が確認された。

今回の行政処分で同社の本社営業所に付された違反点数は41点。

Article printed from Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト : <http://www.logi-today.com>
URL to article : <http://www.logi-today.com/25087>
Copyright © 2020 Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト. All rights reserved.